

重点施策説明資料

平成26年6月

青 森 県

【目次】

1.	地方財政対策の充実について（3団体共通要望項目）	1
2.	「創造的復興」を実現するための財政支援について	3
3.	北海道新幹線（新青森・新函館間）青函共用走行区間の高速走行の実現等について	5
(新規) 4.	津軽半島・下北半島地域の振興について	7
5.	並行在来線への財政支援について	9
6.	中小事業者の減エネ対策の促進について	11
7.	地域医療の確保・充実と特定診療科等における医師不足の解消について	13
8.	働き盛り世代の健康づくり対策の推進について	15
9.	子育てを支援する社会の実現について	17
10.	地域雇用対策及びサポステ事業の継続・強化について	19
(新規) 11.	農地中間管理機構の機能強化による担い手の育成について	21
(新規) 12.	再造林による次世代の森林（もり）づくりの推進について	23
13.	防災公共の推進について	25
14.	主要幹線道路ネットワークの整備促進について	27
15.	近年の災害を踏まえた河川・海岸・砂防事業の促進による地域の安全・安心の確保について	29
16.	八戸港の国際海上輸送網の拠点機能強化について	31
17.	農林水産品の輸出促進対策及び外国人観光客の誘客対策の強化について	33
18.	人口減少克服につながるきめ細かな教育環境の充実について	35
19.	「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録について	37

1. 地方財政対策の充実について(3団体共通要望項目) 《継続》

所管省庁:総務省

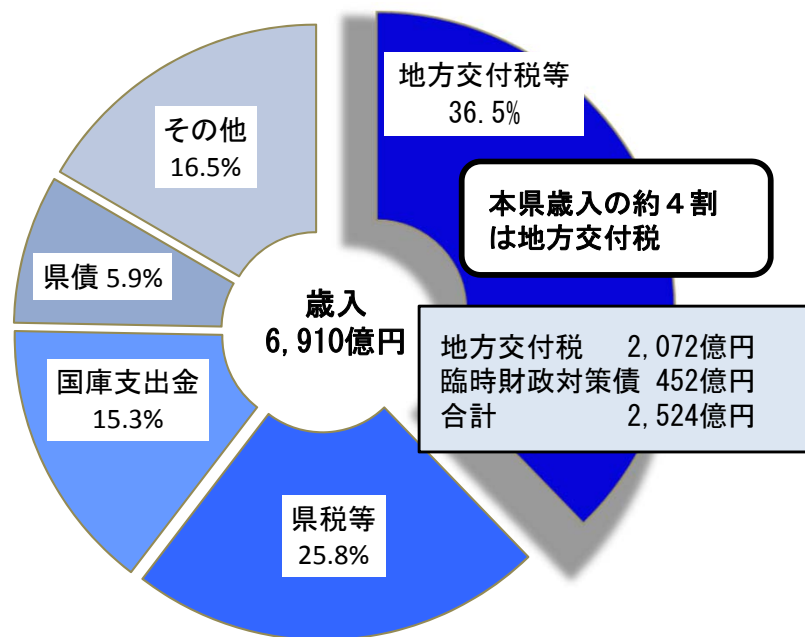
【現状・課題】

- 地方交付税は本県財政にとって生命線。
- これまでの徹底した行財政改革努力の一方で社会保障関係費が増加。
- 臨時財政対策債の残高増により、将来負担に不安。
- 安定した財政運営の実現のためには、交付税総額の確保等による地方財政対策の充実が不可欠。

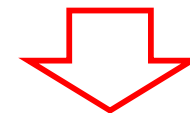
【提案内容】

- 地方交付税総額の確保及び地方一般財源総額の増額を図ること。

1 本県の歳入構造 (H26年度当初予算)

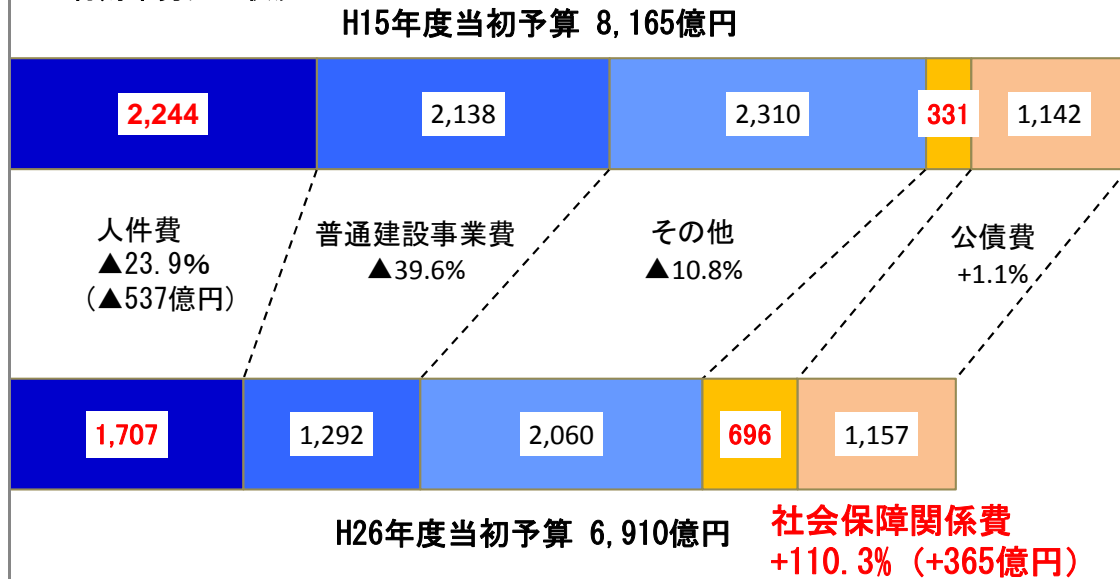


(参考)「中期財政計画 (H25.8)」等においては、地方財政について、
○国の歳出削減の取組と基調を合わせつつ、地方一般財源の総額は、H26及びH27年度においてH25年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する (H26年度は+1.0%)。
○一方、経済再生に合わせ、地方財政計画における歳出特別枠などを削減する必要がある。
とされている。



○地方を取り巻く経済環境が依然として厳しい中、地方が積極的に地域の活性化に取り組むための財政措置を堅持すべき。

2 行財革努力の状況

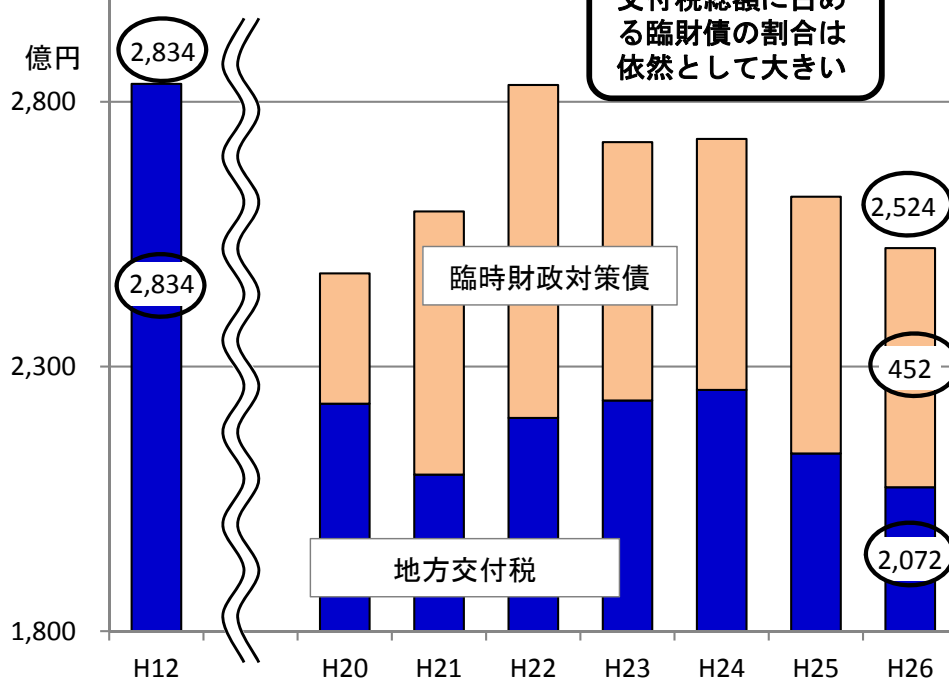


人件費をはじめ徹底した行財政改革を推進する一方で**社会保障関係費は急増**（社会保障と税の一体改革等により今後更に増加）



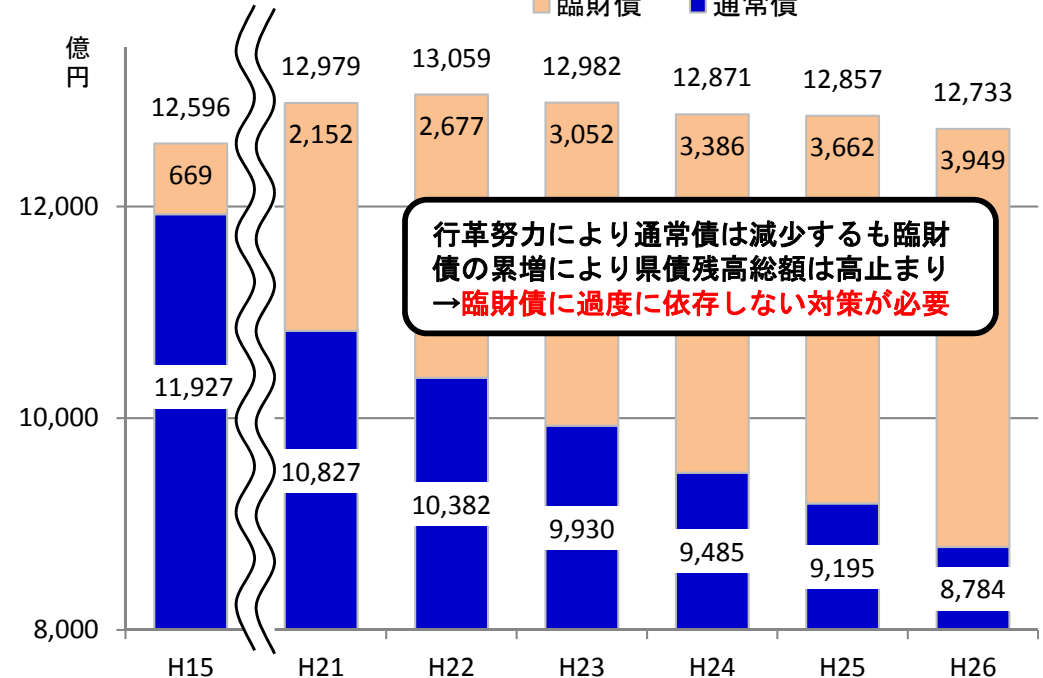
- 地方財政計画の策定にあたっては、増加する地方の財政需要を的確に反映し、安定的な財政運営に必要な**一般財源総額を確保**すべき。
- 特に、都市と地方との地域間格差が生じないように、必要な**地方交付税総額を確保**し、財政調整機能を堅持すべき。

3 地方交付税総額及び臨財債の推移



※H26は当初予算計上額（他は決定額、震災分を除く）

4 県債残高の推移（一般会計）



※H25は最終予算、H26は当初予算ベース

2. 「創造的復興」を実現するための財政支援について 《継続》

【現状・課題】

所管省庁: 復興庁、総務省

- 東日本大震災からの復興に向け、単なる「復元」にとどまらない「創造的復興」を目指す。
 - ・ H23. 5. 9 「青森県復興プラン」（当面の取組）を策定
 - ・ H23. 12. 21 「青森県復興ビジョン」（中期的な取組）を策定
- 被災者の生活再建やインフラ復旧・産業の復興とともに、震災からの教訓を踏まえた災害に強い地域づくりなど創造的復興に向けたさらなる加速が必要。

【提案内容】

- 復興が完了するまでの間、復興関連事業に対して確実な予算措置を講ずること。
- 併せて、地方負担分等について、別枠で確保し、確実に財政措置を講ずること。

【期待される効果】



- 青森県が目指す創造的復興の実現

青森県復興ビジョン

「4つの視点と中長期的な取組の方向性」

1 被災者の生活再建支援

- (1)生活再建支援
- (2)住宅の再建支援
- (3)心身の健康を維持するための支援
- (4)県外被災者への支援

2 創造的復興を支える生業づくり

- (1)あおもり食産業の強化
- (2)北東北の物流拠点機能の強化
- (3)とことん元気な観光産業
- (4)再生可能エネルギーの導入推進
- (5)輸出の拡大促進
- (6)産業振興による雇用創出と就職支援

3 災害に強い地域づくり

- (1)「防災公共」の推進
- (2)地域の絆と防災力の強化
- (3)保健・医療・介護・福祉提供体制
- (4)原子力防災対策の充実・強化

4 復興を担い、グローバル社会に 挑戦するたくましい人財の育成

- (1)創造的復興を担う人財の育成
- (2)あおもりの未来を切り拓く人財の育成
- (3)文化・スポーツの振興

3. 北海道新幹線(新青森・新函館間)青函共用走行区間の高速走行の実現等について 《継続》

所管省庁:国土交通省

【現 状】

- H17. 5月着工し、H27年度末の開業を目指している。(事業費ベース進捗率79.0% ※H26.3.31現在)
- 総事業費 5,508億円(うち、県負担額 約775億円)
- 総延長約148.8kmのうち、青函トンネルを含む約82kmが在来貨物列車との共用走行区間

【課 題】

青函共用走行区間の高速走行について、平成30年春の1日1往復の実現の目処しか立っていない。

～主な経緯～

◆H17.4

高速新幹線と貨物列車のすれ違いが可能であることを前提とした工事計画で認可された。

◆H22.2

整備新幹線問題調整会議において、国は「貨物列車の脱線可能性を否定できず、高速新幹線と貨物列車のすれ違いは困難」とし、未定稿のまま、すれ違いが発生しない運行形態5案を提示。

◆H23.12

政府・与党確認事項において、青函共用走行区間の最高速度は当面140km/hとされた。

走行速度の低下により、所要時間が39分から57分に拡大し、利便性が大きく低下

◆H24.12

青函共用走行区間技術検討WG (H24.7に整備新幹線小委員会の下に設置)において、「青函共用走行問題に関する当面の方針」の中間報告

- ・時間帯区分案により、平成30年春のダイヤ改正時に1日1往復の高速走行の実現を目指す。
- ・抜本的な方策による高速走行の実現に向け、国主導のもとWGにおいて引き続き検討を進める。

→国は、この「青函共用走行問題に関する当面の方針」の内容を実行し、新幹線の高速走行を着実に実現すると県に説明。

1. 時間帯区分案による高速走行の着実な実現と更なる増便

国は、時間帯区分案による高速走行を着実に実現するとともに、関係JR各社に対して、安全性に配慮し、貨物列車のダイヤ調整などを行うよう強力に働きかけ、高速走行の増便を実現すること。

2. 抜本的方策による全ダイヤ高速走行の実現（実現時期の提示）

国は、青函共用走行区間における新幹線の全ダイヤの高速走行に向けて、具体的な方策を速やかに決定し、実現時期を示すこと。

また、高速走行実現のための新たな方策によって必要となる経費については、国は地方に負担を求めないこと。

3. 地方負担の軽減

北海道新幹線新青森・新函館（仮称）間の工事については、新たな地方負担が生じることがあってはならず、国は、責任をもって、更なるコスト縮減と負担の軽減に取り組むこと。

（経緯）H24.3 多額の建設費増額を国及び鉄道・運輸機構が県に提示（総事業費4,670円→5,548億円）

H24.12 工事実施計画の変更について県が同意（総事業費5,508億円）

H25.1 工事実施計画が変更認可

【期待される効果】

共用走行区間での高速走行の確保

地方負担の軽減

新幹線の
円滑な整備と
利便性向上

青森県と道南を一体化した
「津軽海峡交流圏」の形成
・交流人口の拡大
・滞在時間の質的量的拡大



4. 津軽半島・下北半島地域の振興について 《新規》

【現状・課題】

所管省庁：国土交通省、総務省、農林水産省

半島地域は、三方を海に囲まれ、平地に乏しい地理的制約から、交通・生活・産業の基盤整備が遅れるなど、多くの課題を抱えている。このように不利な条件下にある半島地域の振興を図る目的で、昭和60年に半島振興法が制定され、県では半島振興計画の策定及び推進に取り組んできた。半島振興法は以降10年ごとに2度延長（現行法は平成17～26年度）されてきたが、平成26年度末に法期限を迎える現在も半島地域においては社会資本整備が依然として低位にあり、人口減少や高齢化が進んでいる。

半島地域の人口の推移(人) ()内は昭和60年からの減少率(%)

	S60	H12	H22	H32
津軽	190,031 (-)	169,262 (△10.9)	151,481 (△20.3)	129,639 (△31.8)
下北	144,142 (-)	131,397 (△8.8)	119,454 (△17.1)	106,950 (△25.6)
県	1,534,448 (-)	1,475,728 (△3.2)	1,373,339 (△9.9)	1,236,178 (△18.9)

(S60～H22は国勢調査より、H32は推計)

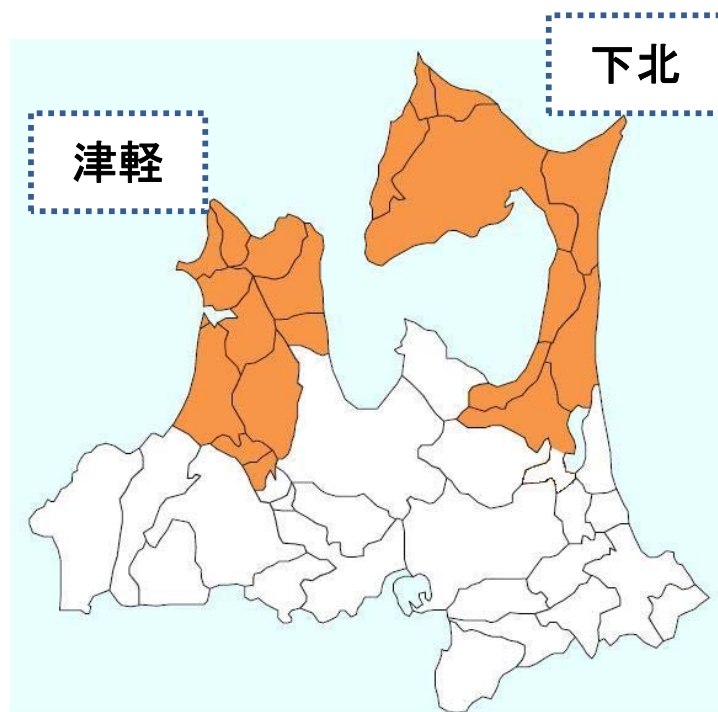
半島地域の高齢人口比率(65歳以上)の推移(%)

	S60	H12	H22	H32
津軽	12.6	23.5	30.1	37.3
下北	10.9	20.2	26.3	34.9
県	10.4	19.5	25.7	33.5

(S60～H22は国勢調査より、H32は推計)

半島地域の特性や実情を踏まえた振興対策の促進が必要

青森県の半島振興対策実施地域
(全国23地域のうち2地域)



【提案内容】

平成26年度末に法期限を迎える半島振興法の延長及び拡充

【補足説明】

延長

半島振興法の延長により、各種社会資本整備、地域間交流の促進及び自立支援に向けた取組など、半島振興施策の更なる推進を図る

拡充

○半島対策事業債(仮称)の創設

《想定される活用分野》

- 道路整備
- 防災対策
- 生活・情報

ハード事業

○半島対策交付金(仮称)の創設

《想定される活用分野》

- 産業振興
- 観光・交流
- 生活・環境

ソフト事業

【期待される効果】

半島地域の生活向上並びに地域住民の安全・安心の確保の実現

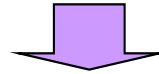
5. 並行在来線への財政支援について 《継続》

所管省庁: 国土交通省、総務省

【現状】

青い森鉄道線の現状①

○地域住民の日常生活に欠かすことの出来ない足として極めて重要な旅客鉄道線であるとともに、北海道と首都圏を結ぶ「我が国物流の大動脈」としての貨物鉄道線



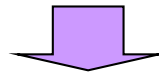
・貨物調整金制度の見直し（国土交通省）



・貨物列車の施設使用や走行実態に見合った貨物線路使用料の実現

青い森鉄道線の現状②

○収益性の低い区間であるがゆえにJRが経営分離した全国最長の並行在来線



・地方財政措置の創設（総務省）

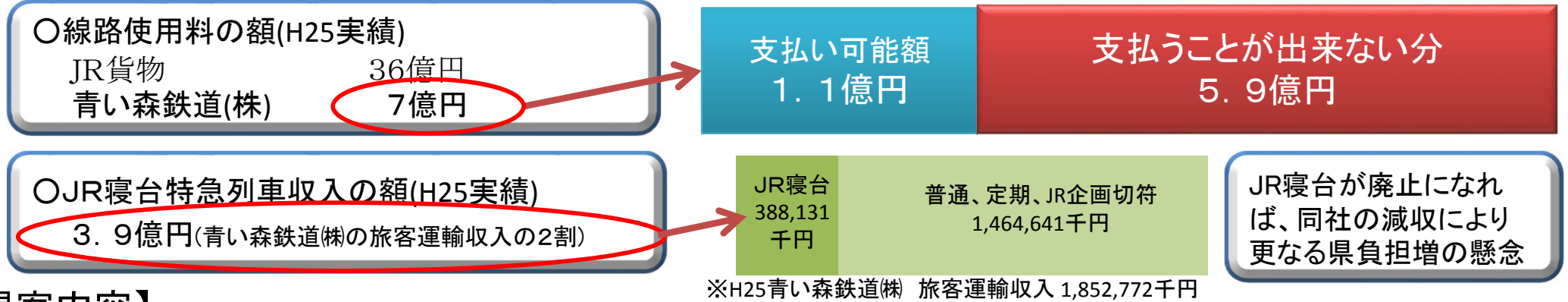


・施設更新費用、JR譲渡資産・新規設備取得費用に係る地方債等への交付税措置

制度改善があつてなお、多額の地元負担により維持・存続が図られている。

【課題】

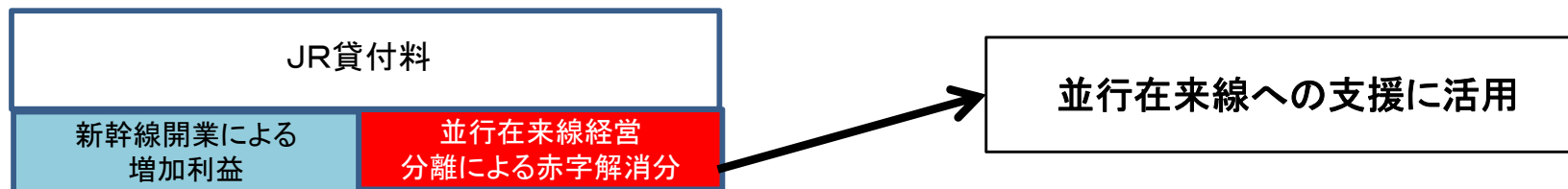
- 青い森鉄道(株)の経営状況は厳しく、毎年度、多額の県負担をせざるを得ない状況
 - ・県は、収益性の低い青い森鉄道線の維持のため、線路使用料を8割減免し、県費で負担し支援。
 - ・青い森鉄道線を走行するJR寝台特急列車の運行について、北海道新幹線開業後の方向性が示されておらず、同社の収支への影響が懸念される状況。



【提案内容】

○並行在来線の維持・存続に係る助成措置

- ◆並行在来線経営分離の赤字解消分が含まれるJR貸付料を財源とした赤字並行在来線への支援制度の新設



- ◆施設更新費用に係る地方負担への交付税措置の拡充

【期待される効果】

並行在来線の維持・存続に係る地方負担の軽減

地域住民の日常生活の足である旅客鉄道の維持

国家物流としての貨物鉄道ネットワークの堅持

6. 中小事業者の減エネ対策の促進について 《継続》

所管省庁:環境省

【現状】

- ① 県内の中小事業者の**温室効果ガス排出量は大幅に増加**
 - ・中小製造業等のCO₂排出量 135.9%増(1990年度比)
 - ・民生業務部門のCO₂排出量 23.9%増(1990年度比)
- ② 電気料金値上げなどの経営環境悪化により、光熱費削減・地球温暖化対策のための**減エネ設備導入の必要性は増大**
- ③ 中小事業者は、減エネ設備導入のための**情報や資金力が不足**

【国の支援策】

◆設備導入のための**診断・補助事業** ＜平成26年度限り＞

※環境省平成25年度補正予算「温室効果ガス排出削減による中小事業者等経営強化促進事業」

- 減エネ診断及び対策提案(定額補助)
- 提案に基づく設備更新への補助(補助率2/3)

◆設備導入のための**利子補給制度**

※環境省平成26年度当初予算「環境配慮型融資促進利子補給事業」

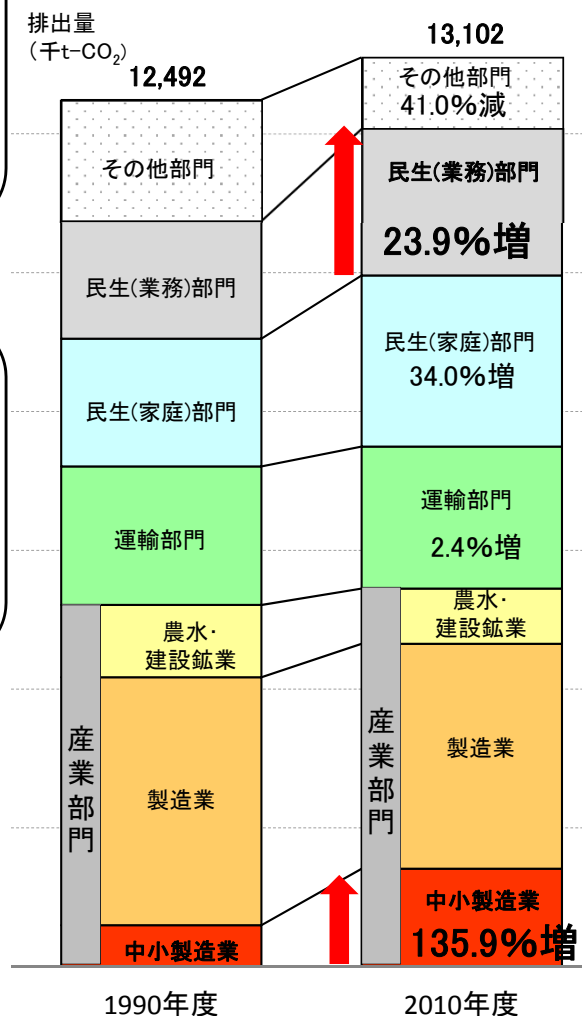
- 「環境配慮型融資」のうち、地球温暖化対策のための設備投資に係る融資への利子補給
 - ・利子補給率:貸付金利の2/3(上限1%)
 - ・利子補給期間:3年間

※「環境配慮型融資」～金融機関が事業者の環境配慮の取組全体を評価し、その評価結果に応じて、低利融資を行う融資制度

【課題】

- 診断・補助事業は、平成26年度限りの単年度の事業であるため、設備導入の促進効果や減エネ効果の情報発信力が不足
- 利子補給制度は、その対象となる「環境配慮型融資」の評価項目が多岐にわたり、金融機関・中小事業者が利用しにくい現状

県内の部門別二酸化炭素排出量の推移



【提案内容】

中小事業者の減エネ設備導入のための
診断・補助事業の継続及び利子補給制度の拡充

＜診断・補助事業＞

○診断・補助事業の
継続

中小事業者の減エネ設備の導入を促進するとともに、その効果を継続的に情報発信し、中小事業者の減エネ設備導入の意識を高める。

減エネ対策の意識づくり

診断・補助
による
減エネ設備
の導入促進

減エネ効果
の発信によ
る意識向上

中小
事業者

持続的な
環境配慮の
取組の促進

低利融資
による
減エネ設備
の導入促進

＜利子補給制度＞

○中小事業者向けの簡易的な
「環境配慮型融資」についても
利子補給の対象

低利融資制度の取扱金融機関を増やす。

○利子補給措置（利子補給率・
期間）の拡充

中小事業者の地球温暖化対策のための設備導入を強力に後押しする。

民間資金を活用した持続的な支援

【期待される効果】

- 中小事業者の減エネ設備の導入促進及び温室効果ガス排出量削減
- 「環境配慮型融資」の普及及び地域全体の環境配慮の持続的な取組
- 減エネ設備導入による中小事業者の経営力強化及び地域経済の活性化

7. 地域医療の確保・充実と特定診療科等における医師不足の解消について 《継続》

【現状・課題】

所管省庁：総務省、厚生労働省

○医師数は、首都圏を除く道府県の中で

ワースト3位

・人口10万対医師数 184.5人(H24年12月末)

○産科、小児科等特定診療科の医師数は

ワースト2位

全国10万人対医師数(H24年12月末)でみると

- ・産科・産婦人科 7.1人(ワースト7位) ・小児科 9.6人(同3位)
- ・麻酔科 4.8人(同10位) ・脳神経外科 3.6人(同1位)
- ・呼吸器内科 2.0人(同1位) ・5科計 27.1人(同2位)



課題解決に向けて

■これまでの重点的な取組

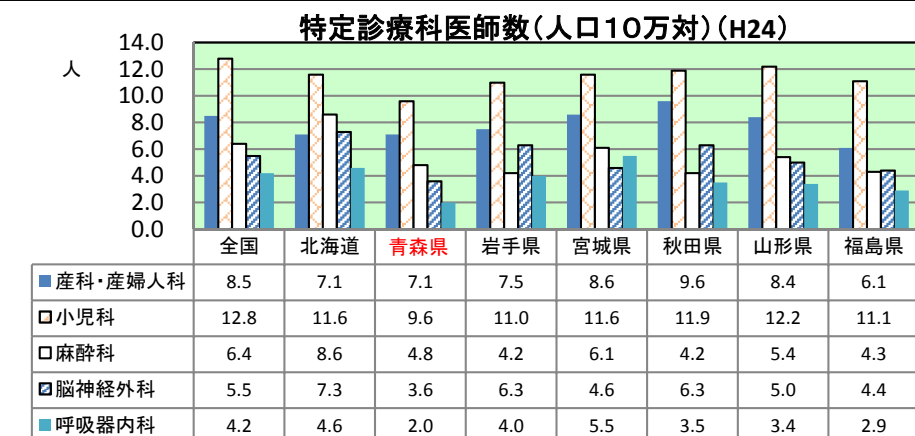
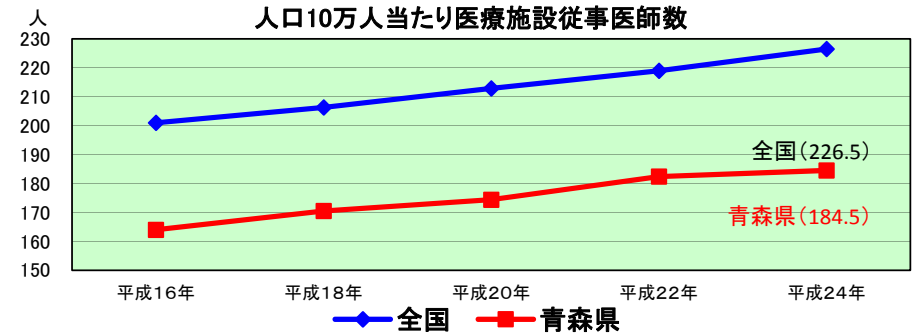
- ◆良医を育むグランドデザイン(H17策定)に基づく取組
(医学部進学者の増対策、自治体病院機能再編の推進、地方公共団体で全国初の医師無料職業紹介所の設置、本県が策定した総合診療医育成プログラムに基づく総合診療医育成支援等)
- ◆地域連携パスの普及・促進など保健・医療・福祉包括ケアシステムの推進、医療・検査機器を搭載した多機能型車両の全県的な展開など、幅広い施策を展開
→ 本県出身の医学部合格者数、臨床研修医採用者数の増加など着実な成果

■依然として医師不足の解消のための対策が最重要課題！



地域の対策のみでは限界

●国からの積極的な支援必要



【提案内容】

○医師の絶対数の不足と地域偏在の解消

- 大学医学部定員増の恒久化
- 診療科別・地域別の必要医師数を踏まえた医師需給計画の策定と取組の推進

○へき地及び特定診療科等における医師不足の解消

- 新たな専門医制度において、へき地及び特定診療分野での勤務医師を減少させない仕組みの構築と、専門医偏在是正への誘導
- へき地において活躍が期待される総合診療医が、地域で育成され、地域に定着する仕組みの構築
- 地域において特定診療分野医師のキャリア形成が可能となる支援策の構築や、特定診療分野の診療報酬上の更なる評価など、特定診療分野を志向する医師を増加させる抜本策の実施

○地域医療の確保・充実

- 公立病院等の再編・ネットワーク化に伴い中核的役割を担うこととなる病院の整備に対する補助制度の創設
- 「医療・介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援制度」による基金造成に係る地方消費税増収分を超える財源の確実な措置など、財政基盤に配慮した支援策の実施

【期待される効果】

医師不足の解消

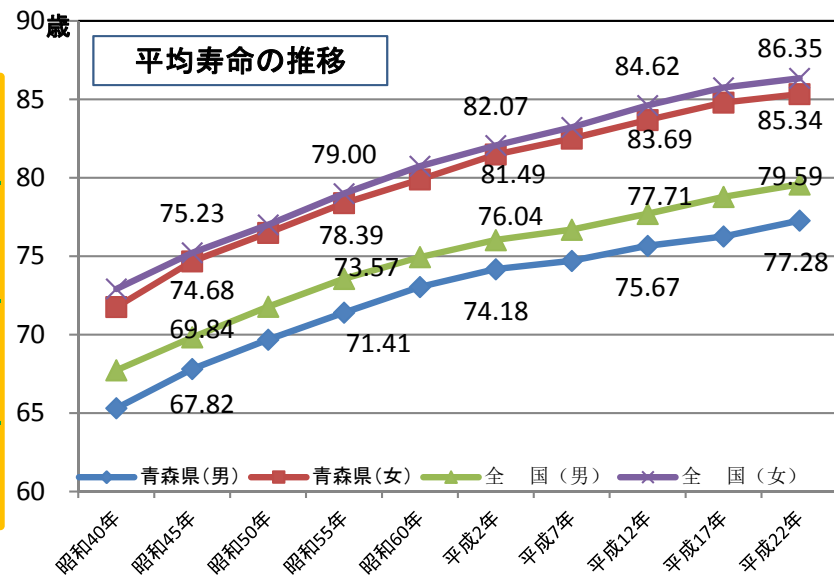
地域医療の確保

8. 働き盛り世代の健康づくり対策の推進について 《継続》

所管省庁：厚生労働省

【現状・課題】

- ・平均寿命 男女とも全国ワースト1位（平成22年）
男77.28歳 女85.34歳（H22年都道府県別生命表）
- ・40代～60代の働き盛り世代の死亡率が高い
男性、女性ともに全国との差が顕著となっている。（平成24年）
- ・喫煙率（平成22年）
男性：全国ワースト1位、女性：全国ワースト2位（国民生活基礎調査）
- ・がん検診受診率（平成22年、40歳以上）
全国、青森県ともに、国の目標値である50%に届かない。



働き盛り世代の死亡率

		総数	40～49歳	50～59歳	60～69歳
男性	青森県	1412.1	206	618.3	1485.7
	全国	1068.2	178.2	469.6	1153.7
	差	343.9	27.8	148.7	332
女性	青森県	1166.6	112.5	309.1	537.3
	全国	929.5	98.9	228.9	475.2
	差	237.1	13.6	80.2	62.1

(資料)「H24年人口動態統計から算出」

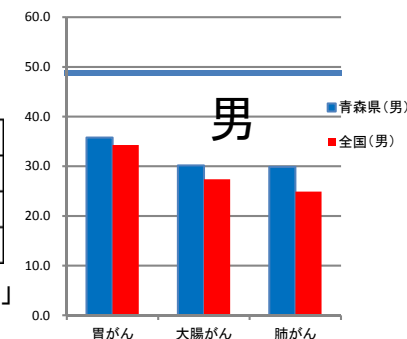
喫煙率

「毎日吸っている」または「時々吸う日がある」人の割合(20歳以上)

	総数	男	女
全 国	21.2%	33.1%	10.4%
青 森 県	24.7%	38.6%	12.7%
全国順位	2位	1位	2位

(資料)「H22年国民生活基礎調査」

がん検診受診率



- “健康で長生きな青森県”を県基本計画の目指す姿に位置づけ
- 平成26年度の主な取組
 - ヘルスリテラシー(健やか力)の向上、生活習慣の改善
【継続】県民大会、高血圧予防活動、若年者食生活調査
各地域県民局における健康なまちづくり推進
【新規】健康教育サポーター育成強化、「健やか力」検定等
 - がん対策
【継続】寄附講座「地域がん疫学講座」
 - 職域との連携の強化、社会環境の整備の推進
【新規】健診及びがん検診受診率向上のための広報活動・実態調査、糖尿病対策推進事業
 - 予防を重視した包括ケアシステムの推進
 - 健康をキーワードに全庁連携のプロジェクトチームを設置



さらなる取組の強化が必要

全国的なレベルアップのために国からの継続的な支援が必要

【提案内容】

○国と県・市町村が一体となった健康づくり運動の推進

- ・住民一人ひとりが健康に関する正しい知識を持ち、生活習慣の改善に繋げることができるよう、ヘルスリテラシー（健やか力）向上のための施策の強化（教材の開発、共有化など）
- ・人口動態統計や健診受診率等の集計結果データの事前提供など、国と都道府県における情報発信等の連携強化

○県・市町村が地域の特性に応じた対策をとることができるようにするための国の支援

- ・「地域診断」などの地域における取組への支援及び健康格差等に関する要因等を分析するための調査研究結果の提供
- ・がんの発症や罹患等に係る疫学的研究分析の実施体制の整備や、維持向上のため大学等と連携して行う取組（寄附講座の設置等）に対する恒常的な財政支援
- ・保健協力員、食生活改善推進員等のソーシャルキャピタル、職域、行政等健康づくり関係団体が連携・協働するまちづくりへの財政的支援（独自の支援を可能とする基金の創設等）
- ・健康を支え、守るための重要な役割を担う保健師の安定的な活動を維持し、強化するための支援措置の拡充

○地域で健康づくり対策がより一層円滑に実施できるようにするための国の制度の創設と拡充

- ・がん登録について、作業を簡素化する電算システムの開発や登録業務従事者の人材育成等のための十分な財政措置
- ・がん検診について、受診率向上を図る企業等への優遇制度や義務化する法律の制定など、受診を支援・促進する施策の強化
- ・未成年者に対する早期の禁煙治療を可能とするための、禁煙治療に係る保険適用要件の緩和

【期待される効果】

○ヘルスリテラシー（健やか力）の向上による生活習慣の改善

○働き盛り世代の死亡率の改善と平均寿命の延伸 → 我が国全体の底上げと、地域の健康格差の是正

9. 子育てを支援する社会の実現について 《継続》

所管省庁:内閣府、厚生労働省

【現状・課題】

少子化の急速な進行

- 安心して産み育てられる環境整備
 - ・子育てに関する経済的負担が大きい
- 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)
 - ・女性の就業割合の高まり
 - ・子育てと両立しにくい職場環境
 - ・中小企業等の取組の促進が必要
- 未婚化・晩婚化
 - ・結婚・出産・子育ての素晴らしさ・意義について社会全体での共有が必要
 - ・県独自の取組への強力な後押し

子育ての経済的負担
理想の子ども数より
予定の子ども数が少
ない理由(複数回答)
第1位 子どもの教育
にお金がかかる
(38.4%)
(資料)
「子どもと子育てに関
する調査結果報告書」
(H26.3青森県)

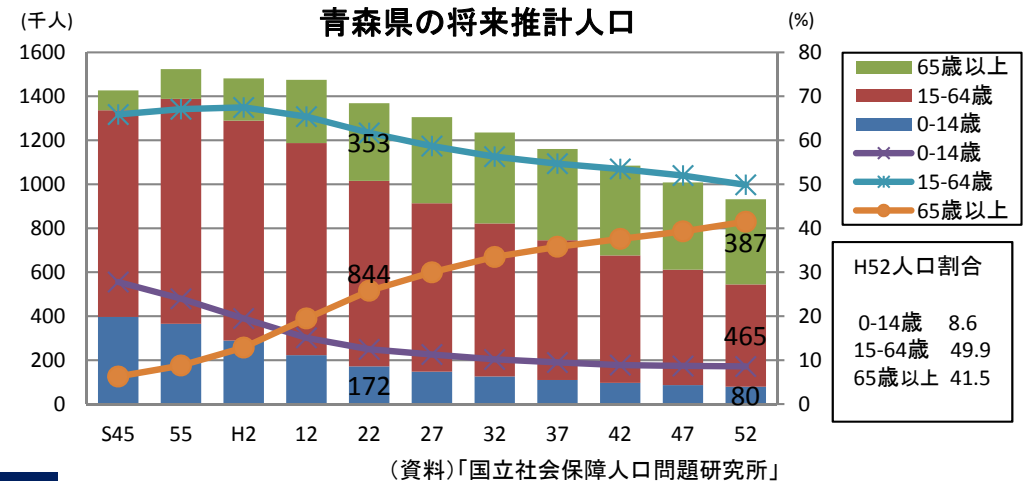
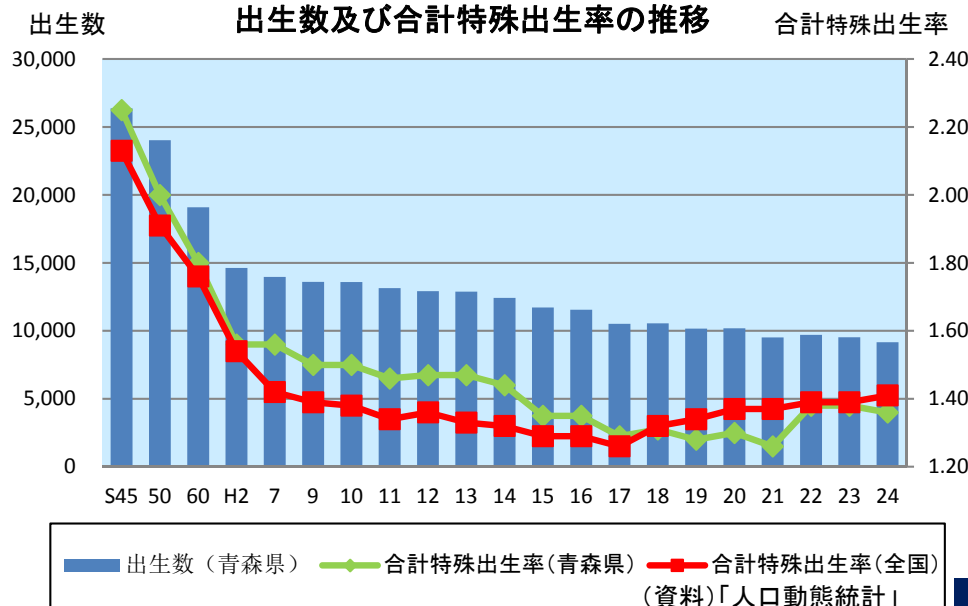
育児休業取得率等(矢印は前年度比の状況)

	青森県	全国
育児休業 取得率(H24)	女 84.4%↑ 男 0.8%↑	女 83.6%↓ 男 1.89%↓
総実労働時間 (H24)	155.0時間↑	147.1時間↑
年次有給休暇 の取得率(H25)	47.4%↑	48.9%↓

(資料)青森県:「中小企業等労働条件実態調査」
「毎月勤労統計調査」
全 国:「雇用均等基本調査」「就労条件総合調査」

平均初婚年齢・生涯未婚率(矢印は平成17年度比の状況)

平成22年度	青森県		全国	
平均初婚年齢	男 29.9歳↑	女 28.1歳↑	男 30.5歳↑	女 28.8歳↑
生涯未婚率	男 21.31%↑	女 9.8%↑	男 20.14%↑	女 10.61%↑



【提案内容】

安心して産み育てられる
環境づくり対策

①国の責任で子育ての経済的負担を軽減する制度設計と財源の全額確保

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)実現のための対策

②企業等(特に中小企業等)における、仕事と子育てが両立しやすい環境整備や従業員への支援を促進する施策の強化

未婚化・晩婚化対策

③国が主体となった未婚化・晩婚化に係る取組の推進と地域が進める独自の結婚支援に関する取組への積極的な支援

【補足説明】

①安心して産み育てられる環境づくり対策の推進

・子どもの医療費や現金給付など、全国一律に子育ての経済的負担を軽減する制度については、国の責任で**持続可能な制度設計と財源の全額確保**が必要

②仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)実現のための対策の推進

・出産・子どもの成長に合わせた多様な働き方が労働者自らの選択でできる環境の整備が必要
⇒子育て支援に積極的な企業に対する優遇税制の拡充、育児休暇が取りやすい仕組み作り、就労形態の多様化など、**企業の自主的取組を促進する施策の強化**が必要

③未婚化・晩婚化対策の推進

・報道機関等を通じたポジティブ・キャンペーンを展開するなど、**国が主体となった未婚化・晩婚化に係る取組の推進**とともに、**地域の実情に応じて進める独自の結婚支援に関する取組に対する国の積極的な支援**が必要

【期待される効果】

- 安心して子どもを産み育てられる環境の実現
- 地域社会全体で子育てを見守り、支え合う社会の実現



子育て支援
による
地域社会の
活性化！

10. 地域雇用対策及びサポステ事業の継続・強化について 《継続》

所管省庁:厚生労働省

【現状・課題】

厳しい雇用情勢、基金事業の縮小等

- 本県の雇用情勢は、依然として厳しく、全国低位(全国第44位)。
※ 平成25年度の有効求人倍率は、全国平均0.97倍に対して本県は0.72倍。
- 緊急雇用創出事業臨時特例交付金を活用した事業は縮小傾向にあり、各事業には終期が設定されている。

サポステ事業の見直しの動き

- 「事業に終期を設けるなど事業の出口戦略が必要」(行政改革推進会議)との指摘があり、安定的な財政措置に懸念。
- 本県では若年無業者の割合が高く、支援に注力する必要。
※ 全国の2.3%に対して本県は2.8%(平成24年)
- 県内のサポステは、着実に就労支援の実績を上げているところ。

【参考】緊急雇用創出事業臨時特例交付金を活用した事業

- | | |
|----------------|-----------|
| ・重点分野雇用創出事業 | H25年度終了 |
| ・震災等緊急雇用対応事業 | H27年度終了予定 |
| ・雇用復興推進事業 | H27年度終了予定 |
| ・起業支援型地域雇用創造事業 | H26年度終了予定 |
| ・地域人づくり事業 | H27年度終了予定 |

【参考】地域若者サポートステーション(サポステ)

15歳～39歳の若年無業者等に対し、キャリア・コンサルタントなどによる相談、コミュニケーション訓練、就労体験などにより、就労に向けた支援を行う拠点。



- 県内のサポステ(3か所)
 - ・ あおもり若者サポートステーション
 - ・ ひろさき若者サポートステーション
 - ・ はちのへ若者サポートステーション

- 雇用情勢が全国と比較して厳しい地域では、国による雇用対策の充実・強化が必要。
- サポステは、若年無業者等の職業的自立に大きな役割を果たしており、引き続き国による支援が必要。

【提案内容】

○地域の雇用対策の充実・強化

→ 雇用情勢が厳しい地域において、地域の課題に応じた雇用対策を進めることができるよう、地域人づくり事業をはじめとした雇用創出基金事業の継続・拡充等、地域への支援を充実させること。

○地域若者サポートステーション事業の継続・強化

→ 若年無業者等の職業的自立に向けた支援を推進するため、地域若者サポートステーション事業を継続・強化すること。

【期待される効果】

- 雇用情勢が厳しい地域における安定的な雇用の創出、地域経済の活性化
- 働くことに悩みを抱えた若者の職業的自立

11. 農地中間管理機構の機能強化による担い手の育成について 《新規》

所管省庁: 農林水産省

【現状・課題】

- ◎ 農地中間管理機構の能力を発揮するためには、担い手への農地利用の集積・集約化を図るための、農地所有者が農地を出しやすいさらなる環境づくりが必要
- ◎ 簡易な基盤整備など受け手のニーズに迅速に対応できる事業の執行が不可欠
- ◎ 規模拡大した担い手の経営リスクを低減する経営指導の強化が重要

農地中間管理事業

フォローアップが必要

1 マッチング

- 出し手の掘り起し
- 受け手の募集
- 出し手との契約

2 基盤整備



3 受け手との契約



大規模経営の展開

- 資本装備の充実
- 雇用の確保
- 資金調達

[出し手]

- 他の作物への変更など経営転換に対する不安
- 経営転換のためには、新たな設備投資が必要

[受け手]

- 規模拡大のタイミングに合わせた迅速な基盤整備
- 経営規模拡大のためには、新たな設備投資が必要

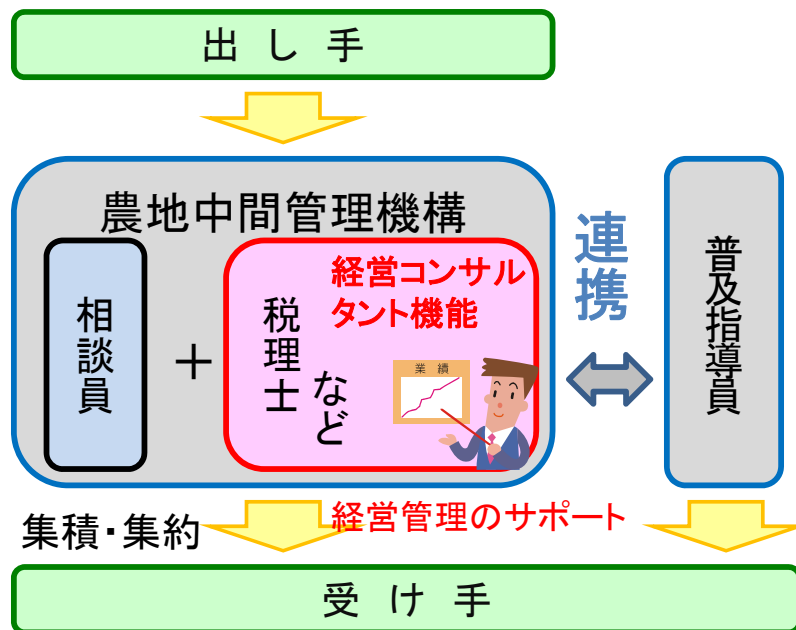
- 大規模経営が頓挫した場合は地域に影響大
- 専門家による定期的な経営チェックが必要(行政による経営指導には一定の限界)

【提案内容】

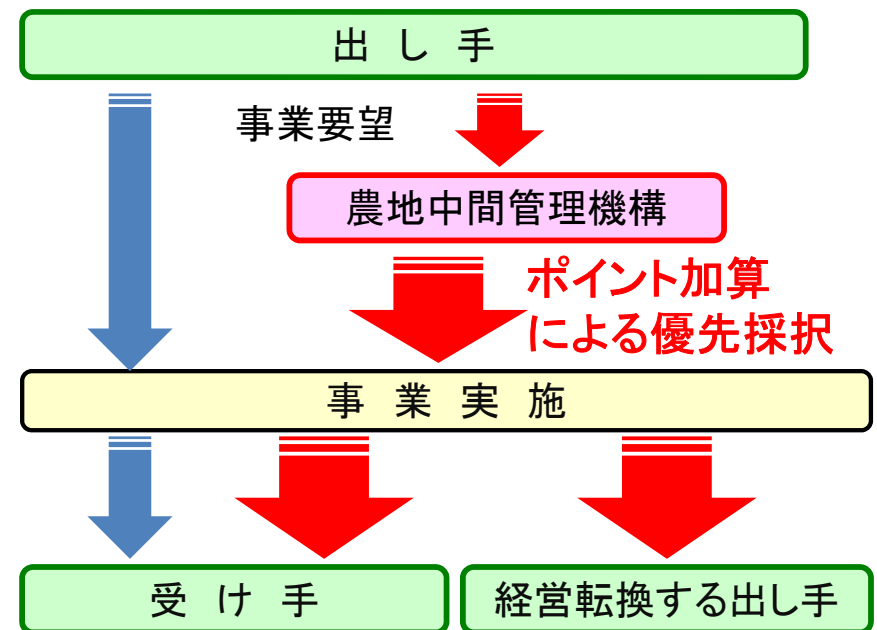
- 農地中間管理機構に経営コンサルタント機能を付加することによる受け手への支援強化
- 経営体育成支援事業の優先採択など出し手の経営転換への支援
- 基盤整備の迅速な着手を可能とする農業基盤整備促進事業等予算の基金への算入

【補足説明】

○農地中間管理機構による受け手支援



○経営体育成支援事業における優先的支援



【期待される効果】

■農地中間管理機構の機能発揮と担い手の経営安定・発展による地域農業の強化

12. 再造林による次世代の森林(もり)づくりの推進について 《新規》

所管省庁: 農林水産省

【現状・課題】

○伐採期を迎えた森林資源の増加

本県の人工林資源は、40～50年生がピークで本格的な主伐(収穫のための伐採)の時期が到来

○林業採算性の悪化による植林の放棄

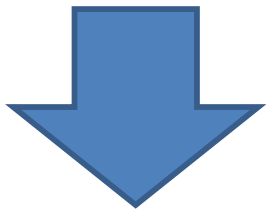
植林コストが大きく、伐採後の再造林(伐採跡地への植林)がされずに放棄される森林の増加が懸念

○不在村森林所有者等の増加による森林整備の停滞

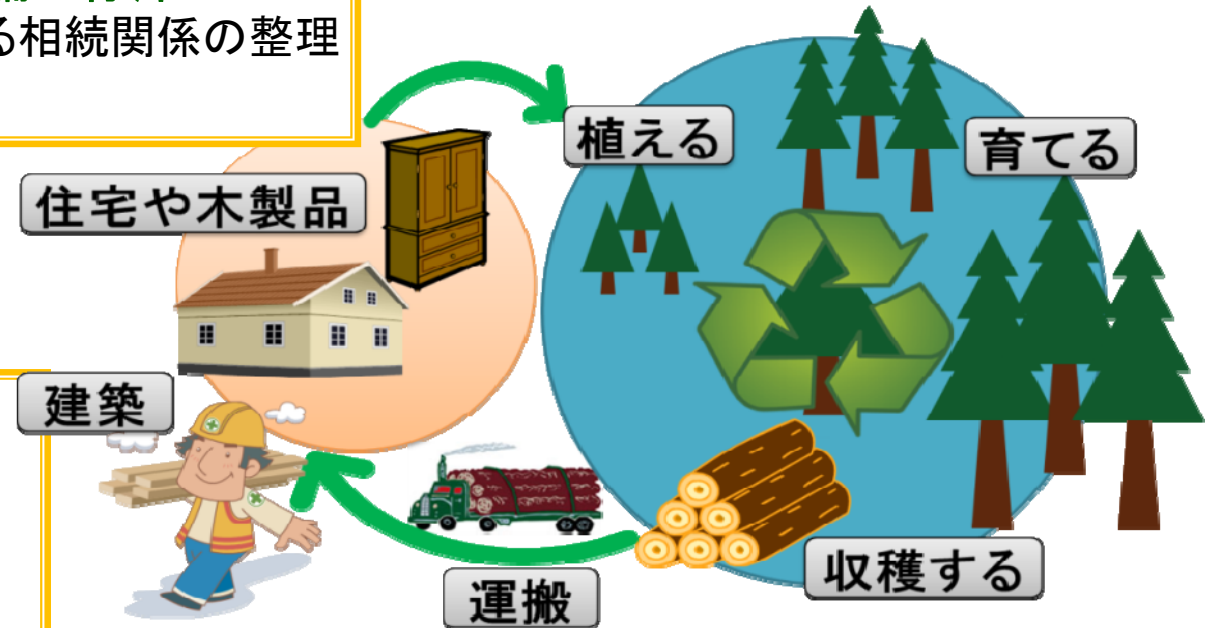
不在村森林所有者の増加や共有地における相続関係の整理の困難等により、森林整備が停滞



《植林放棄地の事例(青森市浪岡)》



確実な再造林による森林資源の循環利用システムづくりが必要



【提案内容】

(1) 再造林を促進する新たな支援制度の創設

計画的な再造林を支援する「次世代の森林(もり)づくり国民基金(仮称)」の創設

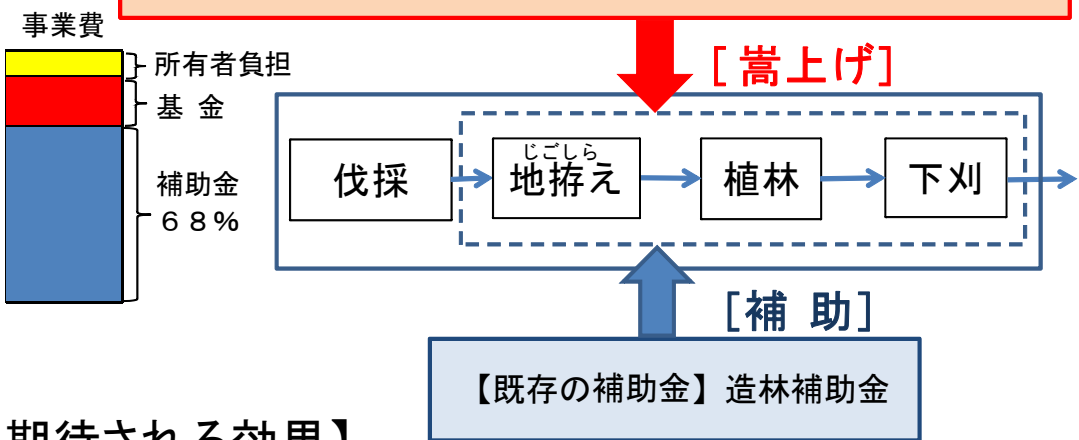
(2) 再造林を推進するための法制度等の見直し

- ① 共有地の権利者から過半数以上の同意をもって財産等の処分を可能とする法改正
- ② 森林所有者の特定を可能とする情報公開制度における特例措置や「不在村者情報探索全国ネットワーク」の創設
- ③ 森林の公益的機能について国民の理解を促進する評価と啓発の仕組みづくり
- ④ 路網整備や高性能林業機械の導入等、既存制度の拡充強化

【補足説明】

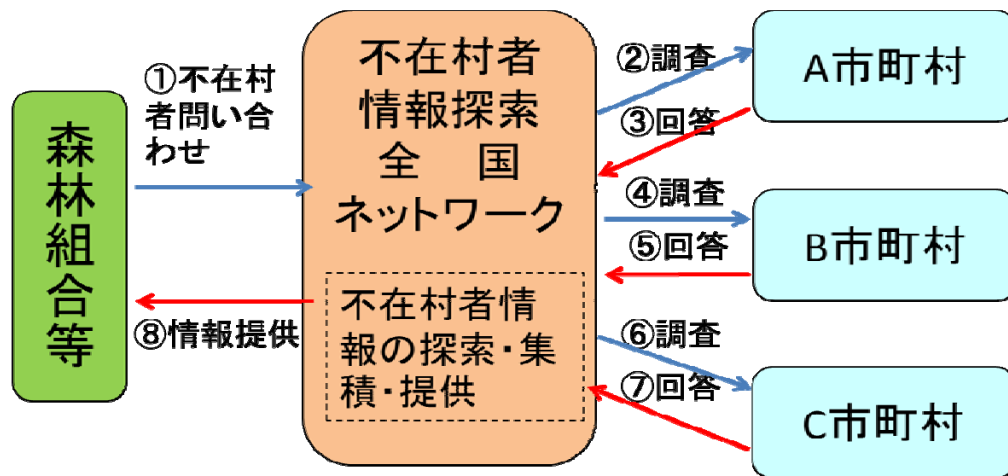
○ 再造林を促進する新たな支援制度の創設

「次世代の森林(もり)づくり国民基金(仮称)」
【財源】国民からの賛助金や税金(法人税や石油石炭税)



○ 再造林を推進するための法制度等の見直し

不在村者情報探索全国ネットワークの創設



【期待される効果】

「次世代につなぐ森林資源の造成」と「森林の公益的機能の持続的発揮」による国土の保全

13. 防災公共の推進について 《継続》

所管省庁：国土交通省

～人命を最優先とした防災対策～

【現状・課題】

- 各所管（道路、土砂災害、農林等）の道路に危害を及ぼす危険箇所が、多数存在する
- 大規模な災害が発生すると
 - 孤立するおそれのある集落 275集落
 - 孤立するおそれのある避難所 585箇所
- 津波の浸水区域内や土砂災害危険区域内に避難所を指定している事例が多数

災害時に、人命を守るため「逃げる」ことが重要。しかし、最適な避難経路・避難場所が確保されていない

【青森県の取組】

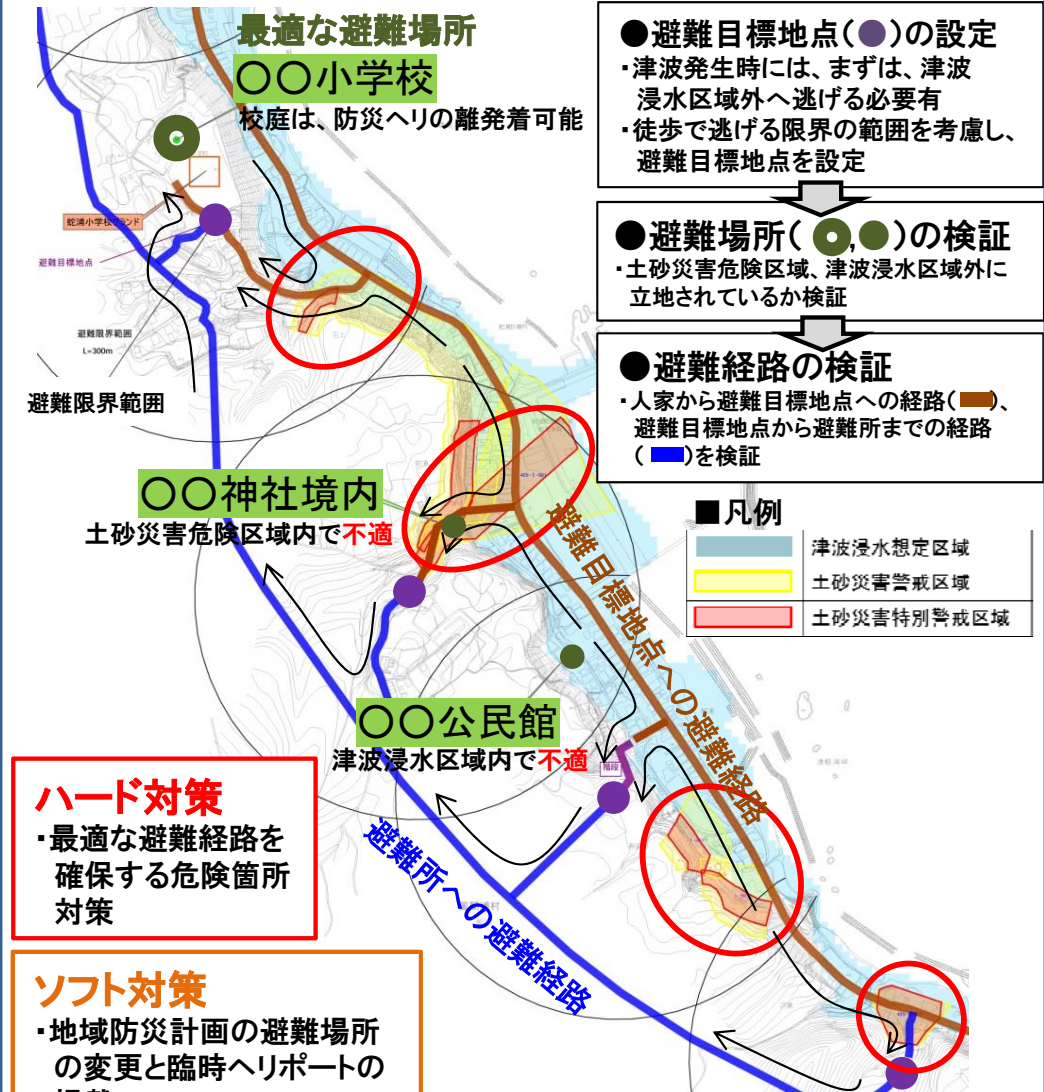
- 震災前より「孤立集落をつくらない」施策を検討（宮城岩手内陸地震を教訓）
- 震災後は、「逃げる」という発想を加え、「防災公共」に取り組んでいる

県・市町村が一体となってハード・ソフト対策を取ることが必要

県・市町村でワーキンググループを構成し、地域の実情に沿った避難経路・避難場所を確保するために市町村単位で「防災公共推進計画」を策定（H24・13市町村、H25・27市町村、計40市町村）

防災公共推進計画の事例

津波から避難方法：人家等→避難目標地点→避難場所



ハード対策
 ・最適な避難経路を確保する危険箇所対策

ソフト対策
 ・地域防災計画の避難場所の変更と臨時ヘリポートの掲載
 ・避難経路、避難階段、避難目標地点の標識設置

【提案内容】

人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視した防災対策の推進と必要な予算措置を講じること

- 避難経路・避難場所を確保するための事業の創設
- 避難経路・避難場所を確保するために必要な防災事業の予算枠の拡大
- 避難通路、避難階段、臨時ヘリポート整備のための財政支援



【補足説明】

■避難経路・避難場所を確保するための事業の創設イメージ

現行の事業制度により実施できない危険箇所対策
受益者負担がネックで進捗しない危険箇所対策

避難経路・避難場所確保のために、実施を可能とする事業制度の創設

■臨時ヘリポートの確保

災害はいつ何時発生するかわからない

孤立集落・避難所への物資などの輸送手段を事前に確保しておくことが重要



避難経路に危険を及ぼす危険箇所あり

- ・急傾斜地崩壊対策事業は保全人家が5戸未満で **実施不可能**
- ・道路区域ではないため災害防除事業でも **実施不可能**

対策を可能とする事業制度の創設を

【期待される効果】

地域の実情に沿った最も効果的な避難経路、避難場所を確保

➡ 想定外の大規模災害においても県民の生命を確実に守る

14. 主要幹線道路ネットワークの整備促進について 《継続》

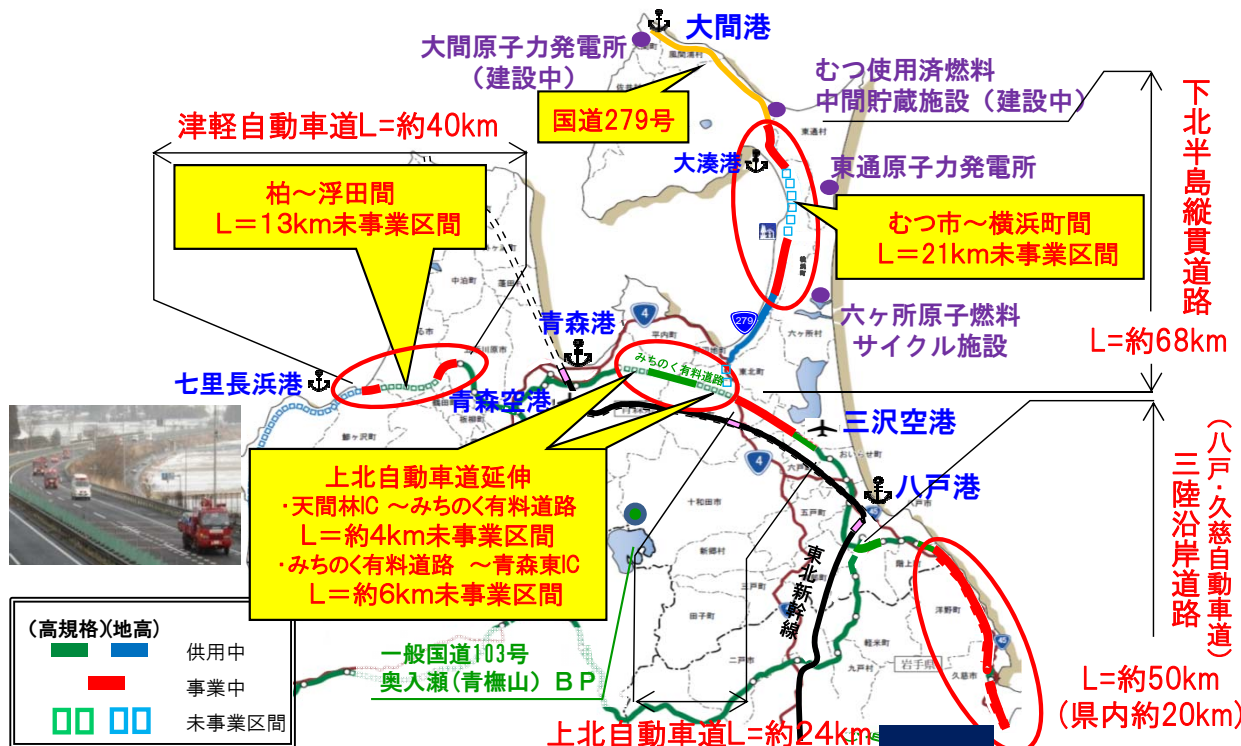
【現状・課題】

所管省庁:国土交通省

東日本大震災では、高速道路(自動車専用道路)は大規模な損傷に至らず、震災翌日より緊急車両が通行可能となり、一刻を争う支援・復旧等に重要な役割を果たした。

国土強靱化を実現するためには、大規模災害時に広域的な避難や支援物資の輸送を可能とする主要幹線道路ネットワークの整備は急務であり、国の積極的関与による整備が不可欠である。

高規格幹線道路の整備状況



国道279号 暴風雪により全面通行止め！
“下北地域は陸の孤島となる”



▲H24.2.1～2.2 24時間の降雪量81cm
立ち往生する車列

“渋滞は緊急車両通行の妨げとなる”



▲国道4号渋滞現況

▲国道101号渋滞現況

【提案内容】

- 自然災害に強い「国土の強靱化」を図るためにも道路整備予算を確保すること。
- 「津軽自動車道」柏～浮田間の新規事業化を図ること。
- 「上北自動車道」, 「三陸沿岸道路」, 「津軽自動車道」の早期完成供用を図ること。
- 「上北自動車道」延伸に向け調査に着手すること。
- 地域高規格道路「下北半島縦貫道路」の早期完成供用を図るため、重点的に予算を配分すること。
- 一般国道103号奥入瀬（青楓山）バイパスの整備促進を図ること。
- 国道279号を直轄管理区間へ編入すること。

【補足説明】

「東日本大震災」では、大間港や大湊港を利用し、
“被災地へ支援物資を陸送”



▲陸上自衛隊派遣部隊が、むつ市の海上自衛隊大湊基地に到着。陸路で岩手県など被災地に向かった。



▲物資輸送のため函館港から大湊港に向け出港する監視艇。



岩手・宮城県へ支援物資を陸送

【期待される効果】

- 大規模災害時における広域避難や緊急支援物資輸送路の確保
- 原子力関連施設の緊急時における防災体制の確立
- 地域医療を支える「命を守る道路」
- 雪に強い年間を通した安全・安心な道路の確保



自然災害に強い「国土の強靱化」

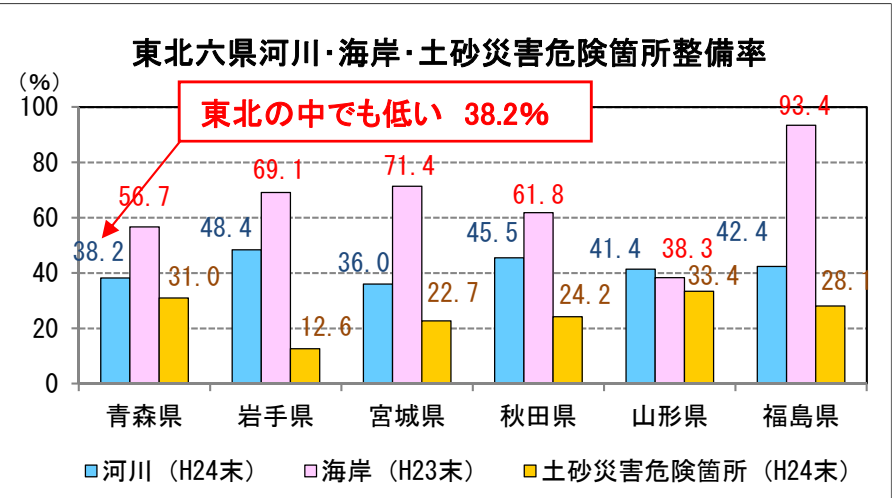
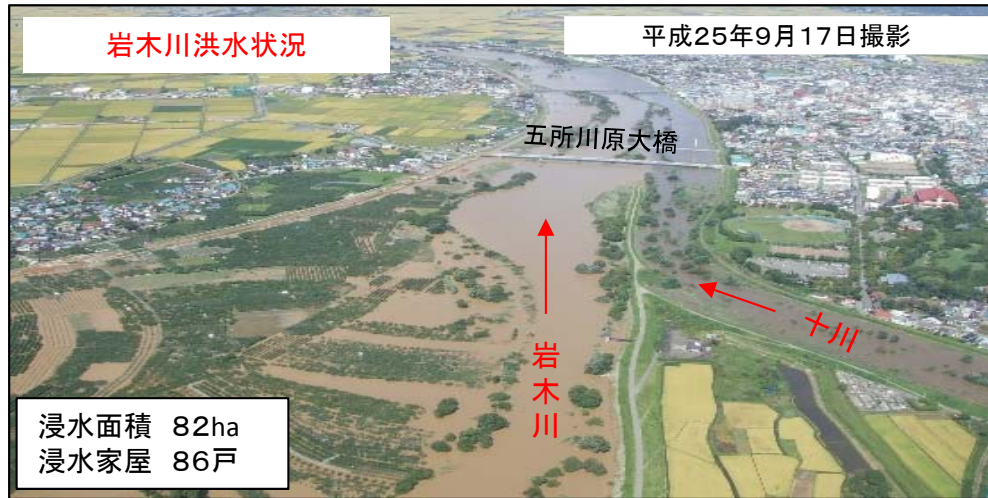
15. 近年の災害を踏まえた河川・海岸・砂防事業の促進による地域の安全・安心の確保について 《継続》

所管省庁:国土交通省

【現状・課題】

- 近年、頻繁に台風・集中豪雨が発生
- 洪水被害や土砂災害が県内各地で多発
- 岩木川・馬淵川の治水安全度は依然低い
- 東日本大震災では甚大な津波被害が発生

浸水被害は市街地や住宅密集地でも発生
津波被害は海岸沿いの住民に甚大な被害



避難勧告や洪水・津波被害を受けた住民に大きな不安と影響を与えている

【提案内容】

近年の災害を踏まえた河川・海岸・砂防事業の促進による地域の安全・安心の確保

- 昨年の台風第18号により被害を受けた岩木川を始めとする直轄河川改修事業の促進
- 津軽ダムの早期完成
- 近年被害が頻発している馬淵川の床上浸水対策特別緊急事業を始めとする県施行の河川改修事業の促進
- 高度な河川管理技術が必要な馬淵川の国による中下流一体管理
- 海岸事業による新計画堤防高に対応した津波対策及び高潮対策の促進
- 砂防事業による土砂災害対策の促進

【補足説明】

- 岩木川では昨年の台風第18号により浸水戸数約90戸の甚大な被害が発生
- 直轄河川事業は県民生活の安全・安心に重大な関わりをもっている



直轄河川改修事業の促進

- 馬淵川における抜本的な洪水被害の軽減と、国による中下流一体管理
- 県施行の河川改修の整備率は38.2%と東北6県の中でも2番目に低い水準
- 海岸整備率は56.7%と東北6県の中でも低い水準
- 土砂災害危険箇所の整備率は31.0%と低い水準



県施行の河川・海岸・砂防事業の促進

【期待される効果】

地域住民の安全で安心な生活の確保・水資源の確保

16. 八戸港の国際海上輸送網の拠点機能強化について 《継続》

所管省庁：国土交通省

【現状・課題】

- 鉱石、木材チップ、とうもろこし等ばら積みされた貨物（バルク貨物）、コンテナ貨物等合わせて年間約2千7百万トンを取り扱う北東北最大の国際物流拠点港
- 天然ガス供給のため、LNG輸入基地が建設中であり、エネルギー供給拠点としての機能強化が必要
- 大型船舶の航行において、更なる安全性の向上のため、浅瀬エリアの解消が必要
- 港湾機能を維持するため、馬淵川の流下土砂への対応として、航路・泊地の浚渫が必要
- 港内に入り込む波浪により荷役障害が生じているため、防波堤の整備が必要
- 総合的な地震・津波対策の推進のための支援が必要
- 八戸港の拠点機能強化のためには、国際拠点港湾への指定（昇格）が必要

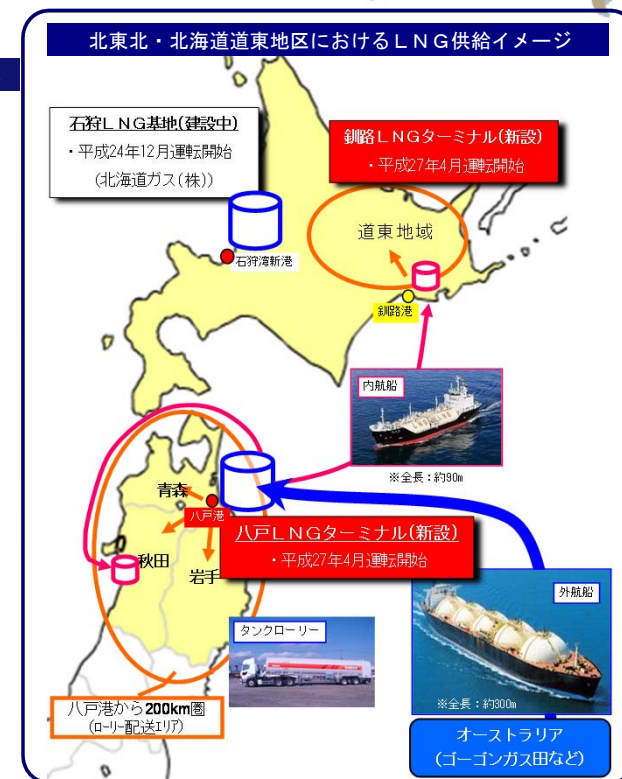
バルク貨物



コンテナ航路



LNG輸入基地



【提案内容】

◎八戸港の整備促進（継続）

- ① 船舶の安全かつ効率的な航行を実現するために航路を拡幅すること
- ② 埋没が進行する航路・泊地の水深を確保するための浚渫、並びに土砂処分場を確保すること
- ③ 港内の静穏度を確保するために防波堤を延伸すること

◎総合的な地震・津波対策の推進（H25～H27）

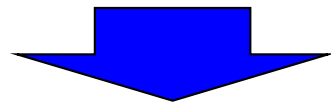
- ④ 防潮堤等の整備に向けた復興枠予算の確保と維持管理経費などへの新たな支援制度を確立すること
- ⑤ 平成27年度までとされる集中復興期間を延長すること

◎国際拠点港湾への指定（昇格）

- ⑥ 八戸港の更なる発展のため、国際拠点港湾に指定（昇格）すること

【期待される効果】

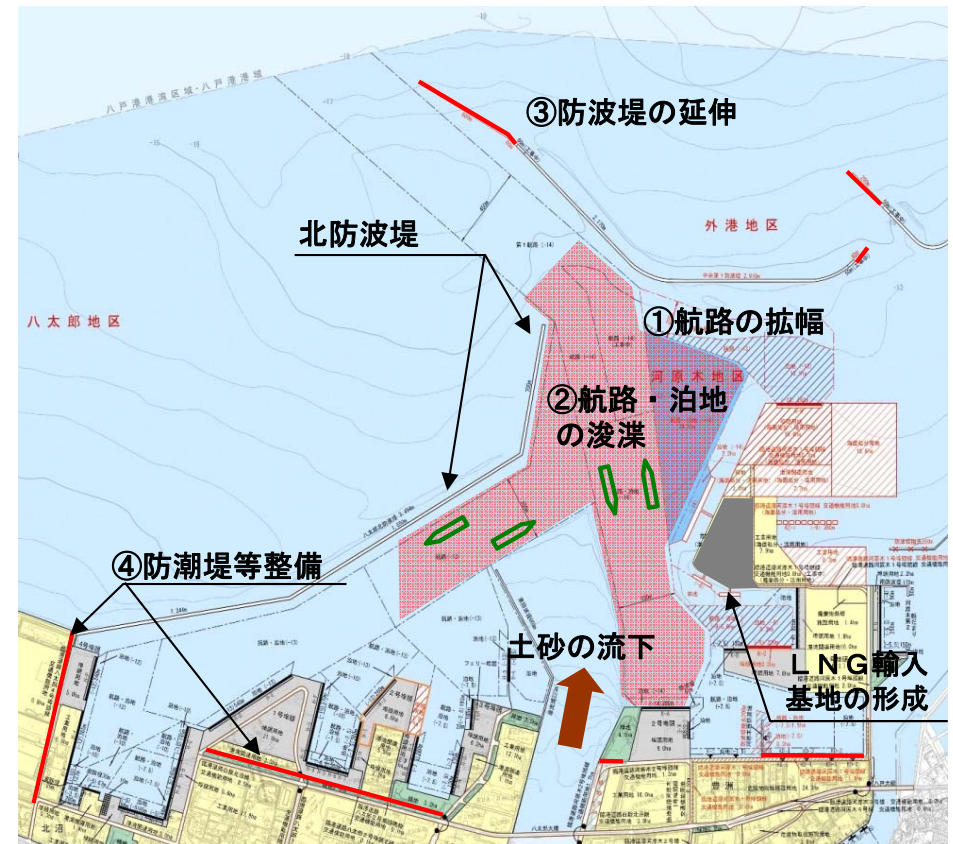
- ①船舶の安全かつ効率的な航行の確保
- ②船舶が貨物を満載して入出港することが可能に
- ③港内の静穏度が向上し、船舶の安全な荷役や避泊が可能に
- ④大規模災害時における広域物流拠点の強化
- ⑤コンテナ取扱貨物量の増加



国際海上輸送網の拠点機能強化が図られることにより、

- ・ 効率的な産業物流の実現
- ・ 企業の立地促進（エネルギー関連産業等の立地を期待）

県内の企業等の国際競争力の強化及び県民生活の向上に寄与

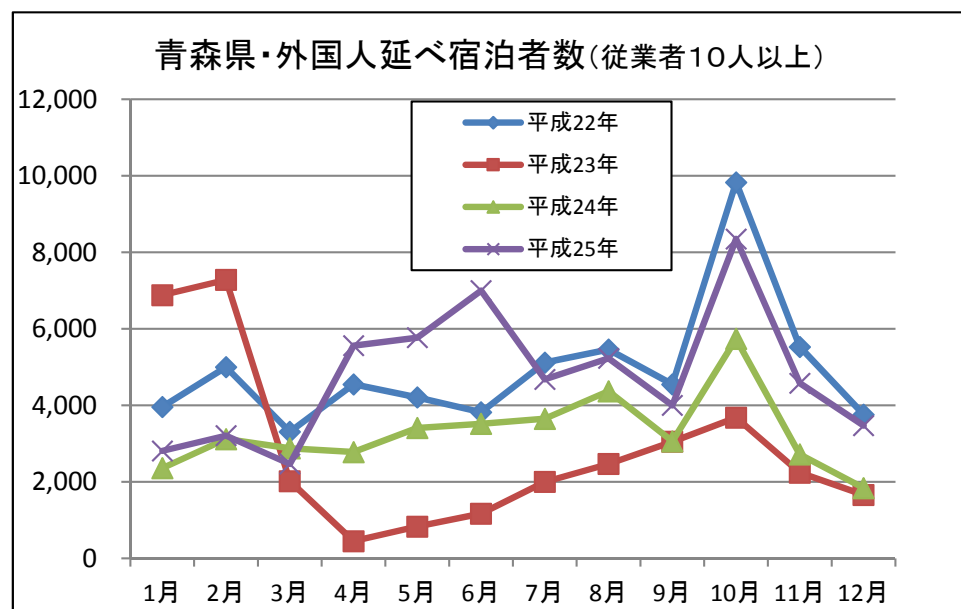
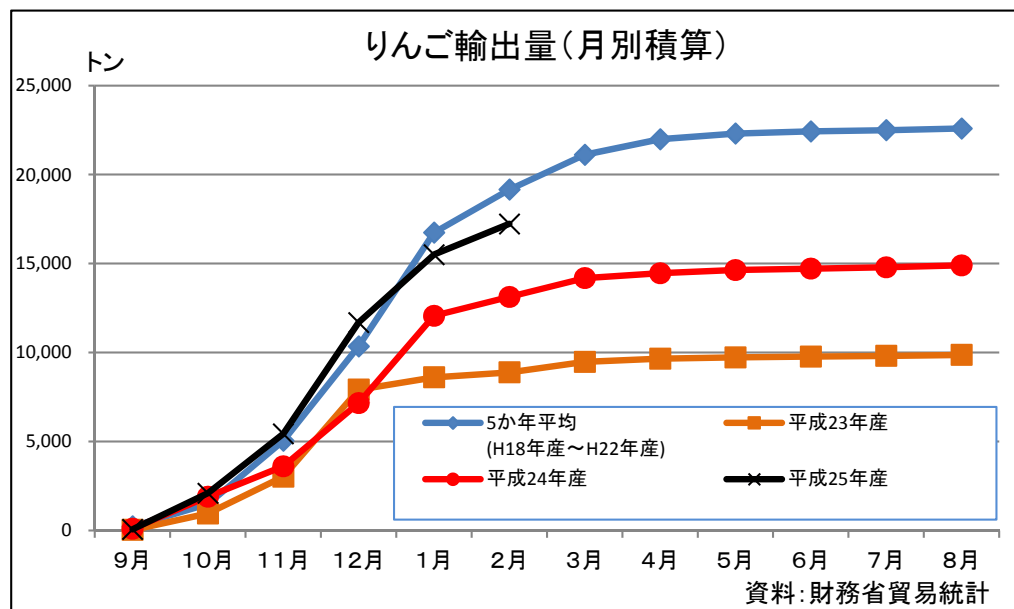


17. 農林水産品の輸出促進対策及び外国人観光客の誘客対策の強化について 《継続》

【現状・課題】

所管省庁：農林水産省、国土交通省、外務省

- 東日本大震災発生以降、我が国からの輸出品に対して放射線検査や安全証明等を求めるなど輸入規制を行っている国が依然として多く、りんごやホタテを始めとする本県産の農林水産物及び加工食品の輸出に大きな影響
- 食品の安全管理を強化するため、新たな輸入規制を導入する国があり、輸出が停滞
- 風評等により、海外からの観光客が震災前水準に回復していない



国による輸出促進対策及び外国人観光客の誘致対策の強化が不可欠

【提案内容】

- 原発事故に係る輸入規制の早期解除に向けた外国との協議
- 東南アジア諸国(インドネシア・ベトナム)が食品の安全管理のため導入した青果物に係る輸入規制への対応の加速化
- 旅行の安全性に関する海外への情報発信の強化

【補足説明】

- ①**原発事故に係る輸入規制の早期解除に向けた外国との協議**
 - ・ 輸入規制全面解除や放射性物質検査証明書の手続きの速やかな様式決定などの外国政府に対する働きかけの強化
- ②**東南アジア諸国が食品の安全管理のため導入した青果物に係る輸入規制への対応の加速化**
 - ・ 東南アジア諸国(インドネシア・ベトナム)が新たに導入した青果物の輸入規制への対応の加速化による農林水産品の輸出環境の早期整備
- ③**旅行の安全性に関する海外への情報発信の強化**
 - ・ 科学的な根拠に基づく正確な情報発信を強化することによる外国人観光客の誘致拡大

【期待される効果】

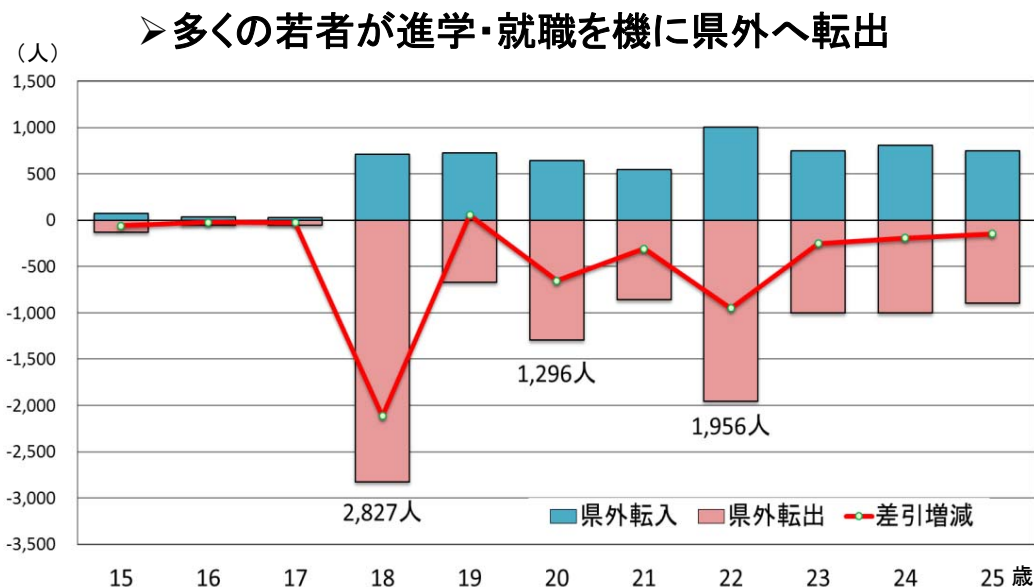
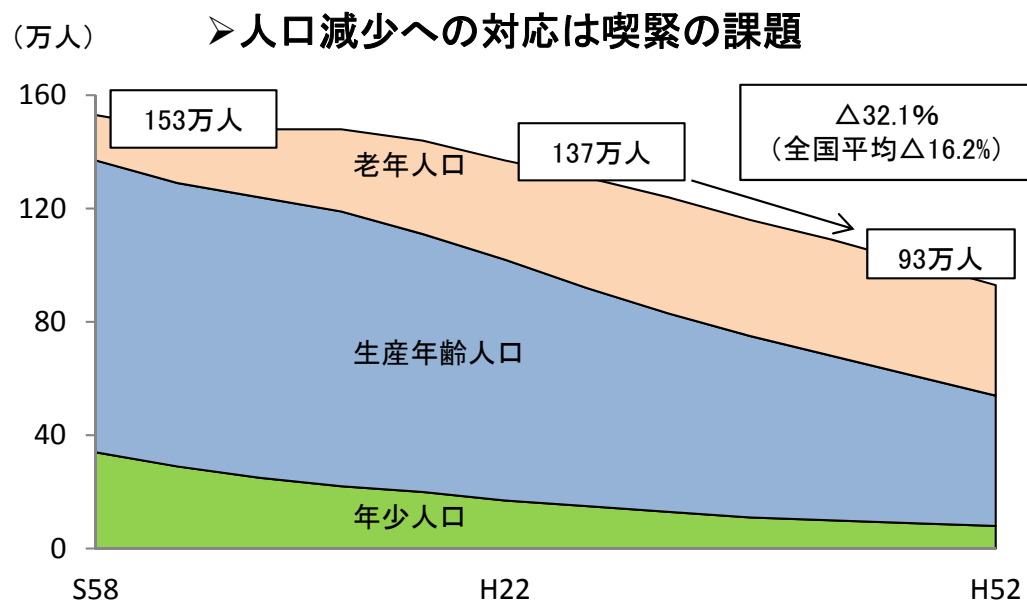
輸出や観光客の回復による我が国の農林水産業、製造業及び観光業の経営安定並びに地域産業の振興

18.人口減少克服につながるきめ細かな教育環境の充実について 《継続》

【現状・課題】

所管省庁:文部科学省

本県の人口減少は、全国をはるかに上回るスピードで進行 ⇒ 若者の県外転出が一因



人口減少傾向に歯止めをかけなければ、地域活力の衰退が加速

人口減少に対応し、持続可能な地域づくりを進めていくためのカギは人財

(※青森県は人材を人の財と表現)

児童生徒一人ひとりの「知・徳・体」の調和のとれた健やかな育成を図るとともに、地域社会に貢献する人財として地元への定着を促進する施策を安定的に実施

このためには、

小学校から大学までの各学校段階における「きめ細かな教育環境の充実」が不可欠

【提案内容】

義務教育段階におけるきめ細かな学習・生活指導体制の確立

- 小中学校全学年の35人以下学級の実施

若者の地元での就職を促進する制度の創設

- 地元の企業に就職した新規学卒者等に対する奨学金返還の免除 等

【補足説明】

- 「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の改正による少人数学級編制及び教職員定数改善の計画的な実施
- 地元定着へのインセンティブを設け、国として人口の分散化を図る仕組みの創設

○小・中学校の学級編制標準（国）及び基準（青森県）

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
国	35人	(35人)				40人			
青森県		33人			40人		33人	40人	

※小2は法律上は従来どおりであるが、教員の加配定数措置により35人学級を実現

人口の分散化



きめ細かな指導体制



【期待される効果】

人口減少の克服

きめ細かな学習・生活指導の実現

地域活力の創造

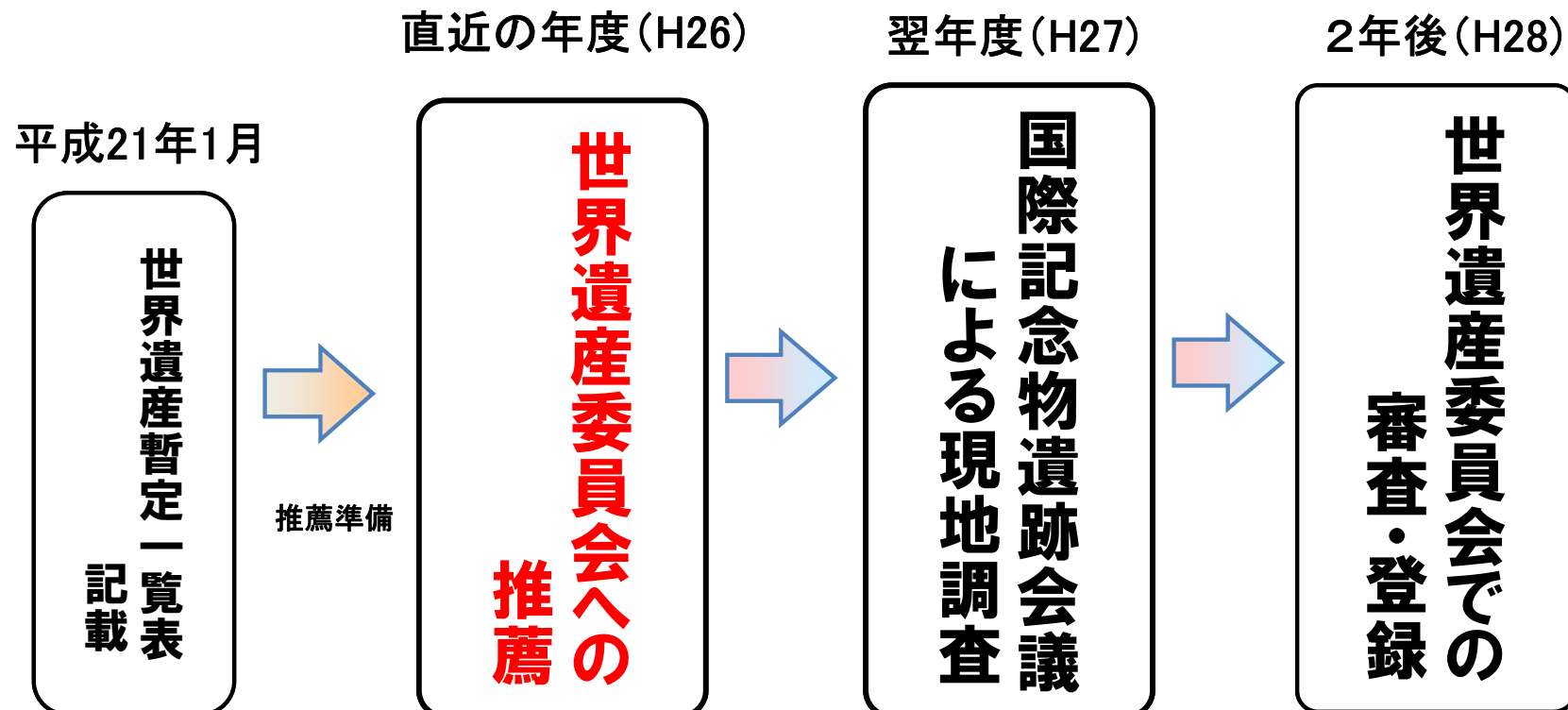
19. 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録について 《継続》

所管省庁: 文部科学省

【現状・課題】

- 縄文遺跡群は、世界遺産としての顕著な普遍的価値を有する資産である
- 本県は、関係自治体と連携し縄文遺跡群の世界遺産登録を目指している

【取組方針】 **文化庁が示す課題の解決に努め、直近の機会での推薦を目指し取り組む。**



【提案内容】

- 本県をはじめ北海道・北東北3県に所在する縄文遺跡群の世界遺産登録の早期実現

【補足説明】

～縄文遺跡群～

- 本県の特別史跡三内丸山遺跡をはじめとする9遺跡を含む18遺跡で構成
- 先史時代の日本列島において、狩猟・採集・漁労を生業の基盤とした定住を達成し、成熟した縄文文化を今に伝える物証
- 自然と共生した人類と環境との関わりを示す顕著な見本



史跡 北黄金貝塚(北海道伊達市)



特別史跡 三内丸山遺跡(青森県青森市)



史跡 御所野遺跡(岩手県一戸町)



特別史跡 大湯環状列石(秋田県鹿角市)

【期待される効果】

縄文遺跡群を人類共通の貴重な遺産として未来へ継承

